

○津山圏域資源循環施設組合職員の勤務時間，休暇等に関する規則

平成21年4月1日

津山圏域資源循環施設組合規則第6号

(目的)

第1条 この規則は，津山圏域資源循環施設組合職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成21年津山圏域資源循環施設組合条例第7号）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(準用)

第2条 職員の勤務時間，休暇等に関する事項については，津山市職員の勤務時間，休暇等に関する規則（平成6年津山市規則第28号）を準用する。

付 則

この規則は，公布の日から施行する。